

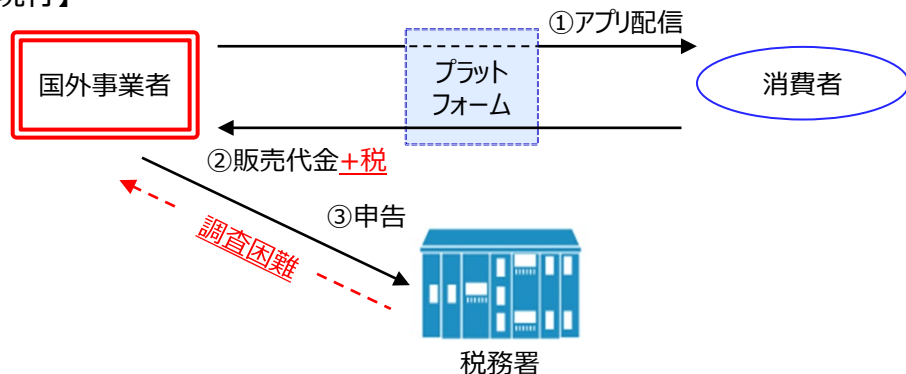
国境を越えたデジタルサービスに対する消費税の課税のあり方に関する研究会 報告書

- **令和5年度税制改正大綱**を踏まえ、プラットフォーム課税に関する研究会を開催し、論点と考え方を整理。
 - ・ 大規模なプラットフォームの存在を背景に、デジタル市場が拡大(アプリの市場規模は2024年に5兆円強にも達するとの予想)
 - ・ プラットフォームを介して数多くの国外事業者が国内市場に参入している中で、国外事業者の捕捉や調査・徴収に課題
 - ・ 既に、欧州のみならず、アジア、北米など世界の多くの国では、プラットフォームを運営する事業者の役割に着目して付加価値税の納税義務を課す制度(プラットフォーム課税)が導入されている

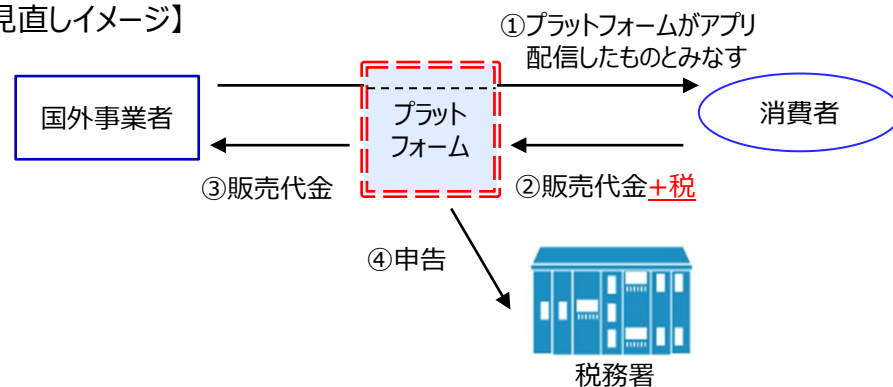
国内外のイコールフットイングや課税の公平性を確保する観点から、**我が国でもプラットフォーム課税を早期に導入することが必要。**

<イメージ> アプリストアを通じてオンラインゲームを配信

【現行】



【見直しイメージ】



(参考) 令和5年度税制改正大綱 (抜粋)

第一 令和5年度税制改正の基本的考え方等

2. 経済のグローバル化・デジタル化・グリーン化への対応

(2) プラットフォーム課税

国境を越えた役務の提供に係る消費課税のあり方については、諸外国での制度面の対応や執行上の課題、プラットフォーム運営事業者の役割等を踏まえ、国内外の競争条件の公平性も考慮しつつ、適正な課税を確保するための方策を検討する。

国境を越えたデジタルサービスに対する消費税の課税のあり方に関する研究会 報告書 【概要】

1. 現行制度下における課題

- 近年、デジタルサービス市場が拡大しており、その背景には大規模なプラットフォームの存在がある。プラットフォームを介することで、国内外から大小を問わず非常に多くの事業者が市場に参入できるようになり、モバイルアプリの市場規模は、2015年には約9千億円であったところ、2024年には約5兆1千億円（約5.7倍）にまで拡大すると予想されている。
- こうしたモバイルアプリに係る消費税の納税義務は、プラットフォーム運営事業者の背後にいるサプライヤーにあるが、国内に拠点を持たない国外事業者も数多く存在し、納税義務者の捕捉や調査・徴収には自ずと限界がある。このため、国外事業者の適正な納税を担保し、内外の事業者間における課税の公平性を実現することによって内外の競争条件の中立性を確保していくべきであり、消費税の課税のあり方について検討が必要。

2. 諸外国における対応状況

- 上記の課題に対応するため、欧州のみならず、アジア、北米など世界の多くの国では、プラットフォーム運営事業者を最終消費者への役務提供者とみなし、付加価値税等の納税義務を課す制度が導入されている。

【制度の具体的な内容】

① プラットフォーム運営事業者の範囲	② プラットフォーム運営事業者の役割	③ サプライヤーの範囲	④ 課税の方式
「プラットフォーム等において、販売条件や支払処理等を管理する者」と定義。納税義務者が明確に特定されている訳ではないため、予見可能性の確保に一定の課題。	OECD 報告書では、プラットフォーム課税のほか、連帯責任や情報提供義務などが挙げられており、欧州においては、連帯責任を負う制度の導入も進められている。	国外事業者のみを対象とする国と国内事業者も含めて対象とする国が存在。国内サプライヤーを含めた関係者の事務負担への影響等を勘案し、各国で範囲を設定。	サプライヤーに代わってプラットフォーム運営事業者がサービスを提供したものとみなして納税義務を課すことが一般的。ただし、サプライヤーからの仕入れの認識の有無に違いがある。

3. 我が国における検討の方向性

(1) 基本的な考え方

公平な競争環境を整備する観点から、出来るだけ早期にプラットフォーム課税の導入を実現すべき。そのためには、簡素で分かりやすい仕組みであること、事務負担やシステム改修等への影響を最小限に抑えることなどを優先的に考慮するとともに、将来に向けた柔軟性にも配慮した制度設計を行うことが重要。

3. 我が国における検討の方向性（続き）

(2) 制度設計にあたっての考え方

① プラットフォーム運営事業者の範囲

対象範囲の設定にあたっては、プラットフォーム運営事業者における税務コンプライアンスや事務処理能力とプラットフォーム運営事業者間の公平性ととのバランスを勘案して検討することが適当。その際、当該プラットフォームを介して日本に提供される国外事業者からの売上高の合計額などを指標とすることも考えられる。その上で、プラットフォーム運営事業者に届出義務を課し、税務当局が指定・公表することで予見可能性を確保することも有効。さらに、一定期間、指定が解除されない仕組みを合わせて整備することが望ましい。

② サプライヤー及び対象取引の範囲

対象とするサプライヤーの範囲は、国外事業者の適正な課税の確保等を図る目的や国内事業者については適切な納税が期待できること等を踏まえ、国外事業者のみを対象とすることが適切と考えられる。また、対象となる取引は、国外の事業者が日本国内の消費者向けに行う電気通信利用役務の提供のうち、プラットフォーム運営事業者がアプリストア等により仲介を行う取引となるが、国外サプライヤーに代わり納税義務を負うことを踏まえると、課金する権限・決済を代行する権限を有していることが必要になると考えられる。

③ 課税の方式

プラットフォームを介して提供されるデジタルサービスについてプラットフォーム運営事業者が提供したものとみなして納税義務を課す方式は、各国共通。プラットフォーム運営事業者がサプライヤーからの仕入れを認識するか否かについては、速やかなプラットフォーム課税の導入に向け、事務負担が少なく簡素な制度とする観点から、当該仕入れを認識しない方式の採用も有力な選択肢と考えられる。

④ 施行時期

多数の国において施行済みの制度であること、デジタルサービス市場が急速に成長していることも踏まえ、導入される制度の簡素さ度合いに応じた必要十分な準備期間を確保し、可能な限り速やかに制度を施行に移すことが適切。

⑤ 国外事業者と事業者免税点制度

国外サプライヤーが、プラットフォームを介する方式から消費者に直接販売する方式に切り替える場合、状況によっては当該国外サプライヤーに事業者免税点制度が適用され得る。この点、居住者への給与支払額により判定を可能としている事業者免税点制度に係る特定期間の特例については、国外事業者に対して実質的に意味をなしていない可能性があるため、見直しを検討する必要。

(3) 今後の課題

アプリ内課金以外の決済の併用など、決済手段が多様化していく中、適正な課税を確保するためには、取引情報の報告など、諸外国の対応等を注視しながら検討していく必要。また、国外事業者に対する事業者免税点制度のあり方についても丁寧な検討が求められる。